

6 笠監第 9 号
令和 6 年 8 月 30 日

笠置町長 山本 篤志 様

笠置町監査委員 仲北 悦雄

笠置町監査委員 向出 健

令和 5 年度笠置町一般会計及び特別会計歳入歳出
決算審査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された令和 5 年度笠置町
一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、次のとおり意見書を提出する。

意見書

1. 審査対象

- (1) 令和5年度笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (2) 令和5年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (3) 令和5年度笠置町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (4) 令和5年度笠置町介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (5) 令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (6) その他関係帳簿及び台帳

2. 決算審査日

令和6年8月5日（月）、6日（火）、9日（金）

3. 出席者

町長、参事兼商工観光課長事務取扱、会計管理者、関係所属長並びにその課員

審査の総括意見

令和5年度笠置町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び決算書附属書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、各種帳簿、証書類及び各課等から提示された関係書類と照合した。

併せて、予算の執行状況及び決算の内容について、関係職員から説明を聴取し審査した結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において整理され、会計処理上、概ね適正なものであったと認めた。

本町決算審査においては、定期監査と同様、履行した業務の審査のみならず、その事業の有効性や効率性等を監査することとしており、これまでも定期監査を実施した後、監査報告書を通じて監査委員としての様々な意見等を発信していることから、以前に指摘した事項に対する業務改善の是非についても併せて審査をした。

初めに、今年度においても私債権の問題について各課から現状を伺った。私債権の問題については、日々徴収事務に尽力され、昨年度以上の徴収実績があった旨の報告を受けている。大変な苦労があることは重々承知しているものの、依然として過年度における滞納が未だに残り続けている現状である。使用料等の納付は、使用者の義務であり公平性を損なわないためにも、引き続き徴収に尽力いただきたい。令和5年度末に債権管理条例を策定されたが、その運用については、今後規則等についても整理するなどして適切な運用に取り組まれない。

笠置いこいの館については、毎年多額の費用を投じて施設を維持している経過がある。これは再開に向けた投資として必要な経費であることは想像に難くないが、温浴施設が閉鎖してから数年経過した今なお、その方向性さえ定まらずに投資をし続けている現状には幾分理解しがたい。

早急に今後の方針を示すこと。並びに、施設の利活用についても十分に検討すると共に、住民が納得のいく経費の使い方に取り組まれない。

また、サテライトオフィスや、お試し住宅、移住定住プラザ等の施設についても同様に、維持管理費等もかかっていることからその費用対効果も鑑み、町民だけでなく、町外から人を呼び込む方法と併せて利活用について度々意見を付しているが、取り組みが不十分である。早期の対応を行うこと。

次に、職場における勤務環境や人材育成支援についても触れておきたい。まず、時間外勤務については前年度に引き続き注視したものである。一般会計における前年度の決算額が 875 万 1,972 円であったのに対し、本年度では 649 万 6,960 円となり、225 万 5,012 円の減となっている。2 年連続で決算額が 1,000 万円を下回っており、本年度の数値についても大変改善されていると評価できる。しかし、依然として時間外勤務が突出している部署が見受けられるのも事実で、一部業務の見直しを図ったとのことであったが、マンパワー不足や業務量過多を執行部が認識しているのであれば職員配置や、組織の見直し等により、職員への過重な負担を軽減しつつ、組織体制の適正化・強化に努められたい。時間外勤務が特定の部署に偏重する勤務環境では職員の健康やワークライフバランスに影響を及ぼしかねない。また、体調不良による長期休暇や、早期退職者も出ており、これについてもやはり職員の状況把握をしていくべきであり、そういった組織の体制づくりをしっかりと整える必要がある。そのためには、組織改革や連絡体制を確立する必要があり、常に住民福祉のためにスムーズな行政運営ができるようお願いしたい。

昨年度においては、建設工事の入札に係る最低制限価格の誤りにより、公共工事が進まなくなった事例が発生した。これは、住民への不利益にあ

たる由々しき事態である。また、各課の起案等を確認する中で、相対的に決裁に伴うチェック体制が十分に機能していないのではないかとと思われる点が見受けられた。各団体からの補助金等の申請や実績報告等の取り扱いについては、必要書類や要綱に沿っているかの確認をないがしろにすることなく実務にあたっていただきたい。職員間でのフォローや職員を育てるという意識を持って仕事に向き合わないことには、決して組織としての向上は見込めない。年代や役職別に応じて求められる資質も上がってくるため、業務に応じた様々な職員研修を実施されていることとは思うが、研修内容を見直してみるなども必要だと考える。そしてそれらを経て如何に日々の業務に活かしていくかが肝要である。今後の対策をしっかりと取り、誤りが起こらないように事務を進めていくという流れを作ってほしい。行政として考え方を整理されることが大事である。

併せて、新規採用職員が入庁した際には、起案や復命書の作成方法等の基本的な研修を実施していただいていると思慮されるが、職員の今後の資質に直結する問題であることから、改めてこの点については留意されたい。

さて、決算審査はこれまでの定期監査の延長線上にあり、定期監査も含め、本監査においても監査期間中に様々な意見をその都度付している。地方公共団体は、事務処理をするにあたっては、住民の福祉の増進と最少の経費で最大の効果を上げ、常に組織運営の合理化と規模の適正化を図らなければならない。我々監査委員はそのような想いと職責から監査意見を付しているからこそ、過去の定期監査報告書にも目を通していただき、監査意見を自身の業務に照らし合わせ日常業務に活かされたい。

最後に、行政側が思い描く笠置町の将来像と住民ニーズを実現するため、財政状況や職員体制と照らし合わせながら、笠置町の総合計画に沿っ

た予算を計上し実施に取り組むとともに、その事業が本当に必要かという問いかけも常に持ちながら、より効率的に事業実施に取り組んでいただきたい。目的を見据えて必要な事業を選択され、そこに職員一人一人が笠置町への想いを持った上で主体的に行動することで、組織としての知見が集積されることを忘れず、その成果を次年度予算に反映されることを望み総括意見とする。

審査の結果

(1) 決算規模

令和5年度笠置町一般会計及び特別会計の決算は次のとおりである。

(単位：円)

区 分	一般会計	特別会計	合 計
予算現額	1,709,692,000	658,871,000	2,368,563,000
決算額	歳入額	699,340,524	2,300,170,457
	歳出額	595,132,658	2,139,490,766
	差引額	104,207,866	160,679,691

(2) 決算収支

令和5年度決算額は、一般会計においては、歳入総額16億82万9,933円、歳出総額15億4,435万8,108円で、形式収支額となる歳入歳出差引額は5,647万1,825円を計上している。また、翌年度に繰り越す事業執行に必要な財源4,304万9,000円を除いた実質収支額は1,342万2,825円となり、当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を引いて求められる単年度収支額は7,041万3,587円の赤字となった。

また、全特別会計においては、歳入総額6億9,934万524円、歳出総額5億9,513万2,658円で、歳入歳出差引額は1億420万7,866円を計上している。

(3) 予算の執行状況

歳入は、一般会計・特別会計をあわせた予算現額23億6,856万3,000円に対し、決算額23億17万457円で、収入率は97.1%となっている。

歳出は、一般会計・特別会計あわせた予算現額23億6,856万3,000円に対し、決算額21億3,949万766円で、執行率は91.1%となっている。

一般会計及び特別会計それぞれの執行状況は、次のとおりである。

会計別執行状況

(単位：円)

区分	予算現額	歳入決算額		歳出決算額	
		金額	収入率	金額	執行率
一般会計	1,709,692,000	1,600,829,933	93.6%	1,544,358,108	90.3%
国保会計	209,929,000	230,878,941	110.0%	190,633,547	90.8%
簡水会計	89,384,000	84,843,896	94.9%	56,240,451	62.9%
介護会計	292,108,000	316,170,980	108.2%	281,600,240	96.4%
後期高齢会計	67,450,000	67,446,707	100.0%	66,658,420	98.8%
合計	2,368,563,000	2,300,170,457	97.1%	2,139,490,766	90.3%

(4) 財政状況等

【一般会計】

令和5年度の一般会計における歳入での主な内容は、地方交付税が8億7,270万5,000円(歳入全体に対する割合54.5%)、次に町税が1億5,348万3,866円(9.6%)、国庫支出金が1億2,824万8,109円(8.0%)、諸収入が8,911万4,574円(5.6%)となっており、例年同様、本年度の決算でも地方交付税が歳入面での大部分を占めている。

歳入において前年度から大きく増減があった主なものとしては、前年度では町債が4,198万2,000円であったのに対し、本年度では1億2,116万円、7,917万8,000円の増であった。これは令和5年度に防災行政無線更新事業に係る緊急防災・減災事業債を発行したことにより町債の額が急増したことに起因する。また、地方交付税においては、前年度では8億9,084万7,000円であったのに対し、本年度では8億7,270万5,000円、1,814万2,000円の減であった。地方交付税、とりわけ普通交付税については、国が定めた予算内において国の基準により、地方公共団体に見合った金額を算定、交付されるものである。そのため国の動向により、増額、減額、いずれにも左右されることとなる。以上のことが大きな要因とな

り、前年度の一般会計歳入決算額が 15 億 7,924 万 6,216 円であったのに対し、本年度同決算額が 16 億 82 万 9,933 円、2,158 万 3,717 円の増となっている。諸収入については、主なものとしては加茂笠置組合配分金 1,500 万円などがあり、本年度は 8,911 万 4,574 円であった。前年度 1 億 1,032 万 4,628 円であったのに対し、2,121 万 54 円の減となっている。

歳出面での主な内容は、総務費が 5 億 1,546 万 4,630 円 (33.4%)、民生費が 3 億 6,803 万 5,358 円 (23.8%)、衛生費が 1 億 4,209 万 8,879 円 (9.2%)、公債費が 1 億 3,697 万 8,994 円 (8.9%)、土木費が 1 億 1,125 万 6,950 円 (7.2%) となっている。

歳出において前年度から大きく増減があった主なものとしては、本年度では総務費の支出済額が増加しており、防災行政無線操作卓更新事業 6,600 万円、交流施設等管理事業の工事請負費で解体費 620 万 4,000 円、基金管理事業で新規に過疎地域持続的発展基金積立金として 500 万円、結果として 4,155 万 9,393 円増の 5 億 1,546 万 4,630 円の決算額としている。

一般会計における決算審査意見としては、まず予算額と調定額の差について触れておきたい。決算書の歳入事項には予算額と調定額、そして収入済額等が費目ごとに記載されているが、従前から決算審査において予算額と調定額に大きな差額を生じさせているものが散見されたため指摘をしていたものである。歳入の過大評価は歳入欠陥を引き起こすとともに歳出に伴わない極端な予算編成となり得る。前年度においても、執行部側として今までの徴収実績に基づき、これらの費目を補正予算対応されており、適正な予算編成に取り組んでいただいている。前年度から引き続き適正な予算編成に努められていることから一定の評価をさせていただきたい。ただ、令和 5 年度から令和 6 年度への繰越明許費において、13 事業で合計 1 億 3,300 万 9,000 円にのぼっており、繰越さないとう仕方ない点があることは理解しているが、住民の生活に還元できるように少しでも早く事業にとりかかっていたくようお願いしておきたい。

【国民健康保険特別会計】

令和5年度における国民健康保険特別会計決算額は、歳入総額 2 億 3,087 万 8,941 円、歳出総額 1 億 9,063 万 3,547 円で、歳入歳出差引額 4,024 万 5394 円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税 2,241 万 1,704 円 (9.7%)、府支出金 1 億 5,868 万 2,000 円 (68.7%)、繰越金 3,931 万 993 円 (17.0%) となっている。なお、本年度の国民健康保険税の収納率は 94.7%となり、前年度収納率 93.5%より増となった。不納欠損額も前年度は 4 人で 27 万 556 円だったが、本年度は 1 人で 6 万 8,100 円となった。前年度の収納率より増となっていることについては、日頃より徴収業務に尽力され、滞納業務を受け持つ京都地方税機構との連絡、調整が十分に図られているものと思われる。また、未収納者が役場に来庁された際に、新たな収納促進の一環として声掛けをされていることは、個人情報等には十分な配慮が求められるが、一つの対策としては評価をさせていただきたい。相互扶助制度で成り立っている保険制度であることを納税者に理解されることを促しながら、今後も引き続き徴収努力をされるよう期待したい。

歳出の主な内訳は、保険給付費が 1 億 2,940 万 6,010 円 (67.9%)、国民健康保険事業費給付金が 4,420 万 3,176 円 (23.2%) となっている。

保険給付費が前年度より 4,930 万 7,017 円減となっているが、その要因としては、前年度あった費用額 1,000 万円を超える突発的な高額な手術や新型コロナウイルス感染症を原因とする手術等がなくなったためである。

一方で笠置町の被保険者の健診受診率は前年度が 29.1%であったのに対し、本年度は 23.5%であり、5.6 ポイント減少しており、依然として府や国の水準には達していないが、令和 5 年度より受診率を高める施策として特定検診費用を無償化していただいたということで、翌年度以降も広報による周知や啓発等を実施していただき、受診率向上に資する施策の展開を進められることに期待したい。

【簡易水道特別会計】

令和 5 年度における簡易水道特別会計決算額は、歳入総額 8,484 万 3,896 円、歳出総額 5,624 万 451 円で、歳入歳出差引額 2,860 万 3,445 円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、使用料及び手数料が 2,292 万 9,247 円 (27.0%)、一般会計からの繰入金が 5,431 万 4,404 円 (64.0%)、地方公営企業法適用 (以下 法適用) による財政調整基金廃止に伴う繰入金 1,933 万 9,393 円 (22.8%) となっている。なお、現年度における水道使用料の徴収率は 90.7%となった。徴収率が低下した理由は、令和 6 年度に移行した法適用に伴い、令和 6 年 3 月 31 日を以って打ち切り決算となり、令和 6 年 3 月分の水道使用料の収入は、令和 6 年度水道事業会計の特例的収入となったためである。また、滞納繰越分に係る徴収額については、前年度が 19 万 2,922 円であったのに対し、本年度では 21 万 3,438 円であり、2 万 516 円の増であった。滞納繰越に係る徴収に苦慮されている中で、滞納者への声掛け等、担当者が徴収事務に尽力された結果であると評価したい。

歳出の主な内訳は、衛生費が 2,327 万 5,626 円(41.4%)、公債費が 1,709 万 1,507 円 (30.4%)、総務費が 1,587 万 3,318 円(28.2%)となっている。

歳出においては、簡易水道施設費が前年度より 785 万 6,476 円の減となった。これは前年度が、水道施設台帳システム構築業務委託事業、社会情勢に伴う電気代が高騰したことによる影響もあるが、令和 6 年度に移行した法適用に伴い、令和 6 年 3 月 31 日を以って打ち切り決算となったため、令和 6 年度水道事業会計の特例的支出となったことによる影響が大きいものである。

冒頭の総括意見の内容と重複するが、依然として滞納繰越となっている水道使用料のうち、債務者との折衝が不能となったもの等の処分については債権管理条例の制定に伴い精査されたい。

一方で、令和 6 年 4 月から開始されている公営企業会計法適用化に伴い、令和 4 年度から法適用化移行作業を実施しているが、水道事業は、将来に渡り住民生活に必要なサービスを安定的に提供していく役割を担うとともに、水道使用料等で経費を賄う点で企業性を発揮することが求め

られる。その中で、人口減少等による水道使用料の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等で経営環境が一層厳しさを増すことから、これまで以上に経営基盤の強化と財政マネジメントを図ることが必要と考えられる。そのため、法適用化により、そのスキームや適用プロセスの理解を十分に深め、移行作業を円滑に進めることができるようお願いしたい。

他の自治体と連携した水道技術者の知識の継承や配水管の連結、業務の広域発注による経費削減等、住民から信頼される安定的かつ安心して安全な飲料水供給事業となるようこれからも尽力されたい。

【介護保険特別会計】

令和5年度の介護保険特別会計決算額は、歳入総額3億1,617万980円、歳出総額2億8,160万240円で、歳入歳出差引額3,457万740円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、保険料4,928万7,640円(15.6%)、国庫支出金8,645万6,165円(27.3%)、支払基金交付金7,438万9,000円(23.5%)、府支出金3,928万1,335円(12.4%)、繰入金4,608万7,835円(14.6%)となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が2億5,207万8,014円(89.5%)、地域支援事業費は1,952万7,383円(6.9%)となった。

本年度で支出した保険給付費は前年度より1,682万6,851円の減額となっている。その主な内訳は、居宅介護サービス給付費では前年度より524万1,550円減となる1億1,122万356円を支出している。

居宅介護サービス給付費については、ショートステイの総利用日数が、前年度は3,808日であったのに対し、本年度では656日減の3,152日となっており、これは介護施設等への移行によるものである。

介護保険制度は、介護が必要な高齢者の自立支援や、介護する家族の負担軽減を目指し、介護を社会全体で支え合うことを目的として設立された制度であるが、介護を取り巻く諸問題は、高齢者が高齢者を介護する家族環境はもとより、介護従事職員の人材不足までもが問題視されている。介護を必要としていながらも、介護施設の定員オーバーや人材不足によ

って必要なサービスを利用することができない介護難民者が出ないように、笠置町の高齢者や財政、介護受給者の動向を常に気にかけて、行政としてどう判断するかという認識をもった上で引き続き取り組まれない。

【後期高齢者医療特別会計】

令和 5 年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額 6,744 万 6,707 円、歳出総額 6,665 万 8,420 円で、歳入歳出差引 78 万 8,287 円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料 2,456 万 9,456 円(36.4%)、一般会計からの繰入金 4,161 万 5,407 円 (61.7%) となっている。

歳出の主な内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金が 6,458 万 2,676 円と全体の 96.9%を占めている。

後期高齢者医療制度の業務に関しては広域連合と市町村は後期高齢者医療に関する事務をそれぞれ分担しており、市町村としてはその保険料の徴収を担っているものである。本年度の保険料収納率は 99.5%となり、前年度の収納率と同等となっている。他の会計同様に引き続き保険料徴収に尽力されたい。

また、後期高齢者医療広域連合による総合的かつ計画的な事務の管理と執行が図られているとは思いますが、75 歳以上の高齢者の医療を支える後期高齢者医療制度として単体で考えるのではなく、住民の健康回復・増進事業の促進を図ることとして、国民健康保険制度や介護保険制度との連携に努め、福祉制度の向上に繋げられたい。